

西周金文の製作意図について

——同一の事件について記録した金文より探る——

佐藤 信弥

はじめに

金文の文章にはどのような意図が込められているのであろうか。この問題について検討したものととして、松丸道雄の研究がよく知られている^①。松丸道雄は、青銅器およびその銘文には王室が製作し、臣下に賜与されたものと、臣下自身が製作したものとがあるという前提から、王室が製作したものについては、王室による恩寵を強調し、祖先祭祀においてその器銘の使用を強制することによって、臣下に王室による支配を確認させるためのものであるとする。

松丸道雄は作冊鬯と作冊鬯尊を例に挙げて説明する^②。

作冊鬯 (集成五四〇七 西周早期)^③

隹(唯) 十又九年、王才(在) 卣。王姜令(命) 乍(作) 冊鬯安尸(夷) 白(伯)、尸(夷) 白(伯) 賓鬯貝・布。揚王姜休、用乍(作) 文考癸寶鬯(尊) 器。

【唯れ十又九年、王、卣に在り。王姜、作冊鬯に命じて夷伯を安んぜしめ、夷伯、鬯に貝・布を賓す。王姜の

休に揚し、用て文考癸の寶尊器を作る。】

作冊鬘尊（集成五九八九 西周早期）

才（在）卣。君令（命）余乍（作）冊鬘安尸（夷）白（伯）、尸（夷）白（伯）寶用貝・布。用乍（作）朕文考日癸
 釐（旅）寶。【】

【卣に在り。君、余作冊鬘に命じて夷伯を安んぜしめ、夷伯、寶するに貝・布を用てす。用て朕が文考日癸の
 旅寶を作る。【】】

この二銘はともに作冊鬘という人物が王姜（尊銘の君。王妃と思われる）の命により、夷伯という人物のもとに使者に赴き、その夷伯から貝や布を賜ったというものである。引用文の傍線部が両銘の表記が異なる箇所である。

これらについて松丸道雄は、尙銘が「十又九年」という周の紀年を表記し、また「王姜の休に揚し」と王姜の恩寵への感謝の意を示している一方で、尊銘の方はこうした表現が見られず、また「王姜」を「君」と言い換えるなど、「王」という表現を避けるかのような表記になっていること、および自身の名や父祖の名の上に「余」「朕」字を加えて自身とその一族の存在を強調していることに着目する。そして尙銘の文章は王室側で起草され、王室の工房で製作され、鬘は王室側の権威を押しつけるかのような文章の表現に憤懣を抱き、これを改竄した尊銘を起草して自身の工房で尊を製作し、尙とセットとしたとする。王室製作の金文は王室による恩寵を強調することによって、臣下王室による支配を確認させ、祖先祭祀における使用を強制するためのものという理解に基づいて議論を進めている。

この松丸説については、賛同する研究者が存在する一方で、白川静や伊藤道治、高島敏夫が批判を行っている。白川静による松丸道雄の論著の書評は、西周の彝器はあくまで臣下の家の祭器として、臣下の意思によって作られたものであり、王室による強権を示すものであるとか、臣下の作器がこれに対抗的な意味を持つものであるとは到底考えがたいと批判する^④。

一方、伊藤道治は、貞銘と尊銘の違いは畧の憤懣を示しているとは言えず、単に字数とスペースの関係ではないかとし、また貞銘の方が先に作られたというのも証明されていないとする。そして金文は臣下自身の功業を祖先に報告するため、あるいは祖先の功業を称揚するためのものと結論づける^⑤。

高島敏夫は松丸道雄の議論について、論証過程そのものは大変有意義であるが、結論段階で不釣り合いなほど通俗的な解釈を示しているとし、松丸道雄の論じる西周の君臣関係について、近代社会においての関係を見ようとしているような違和感を抱くと論評する^{⑥⑦}。

ところで作冊畧貞と作冊畧尊は同一の出来事について記述した銘文、すなわち同一事件記載金文と位置づけられる。本稿は、この同一事件記載金文の諸例を分析することで、松丸説の当否、すなわち同一事件記載金文の問題について判断することを目的とする。本当に金文に松丸道雄が主張するような方向で王室側の政治的意図が強く反映されていると判断されるものが存在するのかといったことのほか、同一事件記載金文の文辞・書式が似通っているかどうかということも判断基準となる。似通っておれば、王室側が用意した銘文製作上の書式が存在するということになり、逆に銘文の文辞・書式が異なっておれば、金文は臣下の側の意向が強く反映されているということになる。

1 異なる器主による同一事件記載金文の存在を示唆するもの

作冊鬯白と作冊鬯尊は、同一の人物が器主となるものであるが、同一事件記載金文には、異なる人物が器主となるものも存在すると想定される。それを示唆するのが、以下に引く作冊令方尊／方彝である。

作冊令方尊／方彝 『集成』六〇二六／九九〇一 西周早期

隹(唯) 八月、辰才(在) 甲申。王令(命) 周公子明保、尹三事四方、受(授) 卿事寮。丁亥、令(命) 矢告豷(于) 周公宮。公令(命) 诰(誕) 同卿事寮。隹(唯) 十月月吉癸未、明公朝至豷(于) 成周。诰(誕) 令(命) 舍三事令(命)、眾卿事寮眾者(諸) 尹、眾里君眾百工、眾者(諸) 侯侯田男、舍四方令(命)。既咸令(命) 甲申、明公用牲豷(于) 京宮。乙酉、用牲豷(于) 康宮。咸既、用牲豷(于) 王。明公歸自王。明公易(賜) 亢師鬯・金・牛、曰、「用禘(禱)。」易(賜) 令鬯・金・牛、曰、「用禘(禱)。」廼令(命) 曰、「今我隹(唯) 令(命) 女(汝) 二人亢眾矢、夷言(左) 右豷(于) 乃寮以乃友事。」乍(作) 冊令敢揚明公尹卒(厥) 室(寵)、用乍(作) 父丁寶隋(尊) 彝。敢追明公賞豷(于) 父丁、用光父丁。隹冊。

【唯れ八月、辰は甲申に在り。王、周公の子明保に命じて、三事四方を尹め、卿事寮を授けしむ。丁亥、矢に命じて周公の宮に告げしむ。公、命じて誕に卿事寮を同めしむ。唯れ十月月吉癸未、明公、朝に成周に至る。誕に命じて三事の命を舍く、卿事寮と諸尹と、里君と百工、諸侯の侯田男と、四方の命を舍く。既に命を咸える。甲申、明公、牲を京宮に用う。乙酉、牲を康宮に用う。咸く既え、牲を王に用う。明公、王自ら歸る。明公、亢師に鬯・金・牛を賜いて、曰く、「用て禘(禱)れ」と。令に鬯・金・牛を賜いて、曰く、「用て禘(禱)れ」と。廼

ち命じて曰く、「今我れ唯れ汝二人亢と矢とに命じて、奭まに乃の寮と乃の友の事を左右けしむ」と。作册令敢えて明公尹の寵に揚し、用て父丁の寶尊彝を作る。敢えて明公の賞を父丁に追し、用て父丁を光かせん。雋册。」

たとえばここに引く作册令方尊／方彝は、周公の子明保（明公）が王より三事（内服）・四方（外服）を管轄するよう命じられたことを記す金文であるが、明保が十月の甲申・乙酉の日に京宮と康宮の祭祀を行い、王のもとより帰還した後に亢師（亢）と令（矢）にそれぞれ鬯・金・牛を賜与して祭祀を命じ、それぞれ卿事寮の僚友とともに自分を補佐するよう命じている。本銘はあくまで令の器であるが、同内容の銘文を亢師も制作していることを示唆している。実際後文でみるように、異なる人物が同一の祭祀・軍事などを記録した金文が存在する。

金文製作の意図を探るには、同一人物が器主のものよりも、異なる人物が器主のものの方が製作意図の異同が見えやすいであろう。そこで本稿では以下、まず器主が異なるものを問題にし、ついで器主が同一人物であることを取り上げることにする。

2 異なる器主による同一事件記載金文の諸相

本章では、異なった器主による同一事件記載金文についてケース別に見ていく。

(1) 大事紀年の記載

保卣／尊（『集成』五四一五／六〇〇三 西周早期）

乙卯、王令（命）保及殷東或（國）五侯。征兄（貺）六品、蔑曆（歷）于保、易（賜）寶。用乍（作）文父癸宗寶
 罇（尊）彝。遘于四方迨（會）王大祀、祓于周。才（在）二月既望。

【乙卯、王、保に命じて殷の東國五侯に及ぼしむ。征、六品を貶り、保より蔑歴せられ、寶を賜う。用て文父癸宗の寶尊彝を作る。四方の王の太いに祀り、周に祓するに會するに遘う。二月既望に在り。】

保卣／尊は、ある人物が王命により旧殷の東方の五侯のもとに使者として赴いたという内容であるが、器主について諸説ある。一般的なのは保（大保、召公奭）とする説であるが、ほかに銘中の「征」とする説^⑧、「寶」（償相、儀礼の案内役）とする説^⑨があり、明確でない。さしあたり征と見ておく。彼が五侯への使者となる。征がこの五侯に対して贈答する。重要なのは傍線部である。銘文制作の紀年、某年の乙卯の日が、四方（諸侯）が周に集まって周王の祭祀（大祀、祓）に参加した日にあたるというのである。これはいわゆる大事紀年にあたる。ただ、銘文前半の内容と関連があるのかはわからない。

荊子鼎（『銘図』二三八五 西周早期）

丁子（巳）、王大祓。戊午、荊子蔑曆（歷）、敝（賞）白牡一。己未、王賞多邦白（伯）、荊子麗（列）、賞獸卣・貝二朋。用乍（作）文母乙罇（尊）彝。

【丁巳、王、太いに祓す。戊午、荊子蔑歴せられ、白牡一を賞せらる。己未、王、多邦伯に賞するに、荊子列し、獸卣・貝二朋を賞せらる。用て文母乙の尊彝を作る。】

荊子鼎では、丁巳の日に王が大枚の祭祀を行い、戊午の日に荊子が褒賞され、己未の日に多邦伯への褒賞が行われている。^⑫ この三つの日付について、李天虹が丁巳（干支番号五四）・戊午（五五）・己未（五六）の日付が保卣／尊の乙卯（五二）と連続していることを指摘している。^⑬ つまりこの二銘は同じ祭祀について記録していると見られる。また二銘を接続すると、多邦伯である荊子は四方に包摂されるということになる。祭祀は乙卯から開始されたのかもしれないし、あるいは開始の時期はそれ以前からかもしれない。ここから少なくともひとつの銘文だけでは祭祀の全容が不明確であることが示唆される。

（2）同一の祭祀儀礼への参加

義盃蓋（『集成』九四五三 西周中期）

隹（唯）十又一月、既生霸甲申、王才（在）魯。卿（會）即邦君・者（諸）侯・正・有嗣（司）大射。義蔑曆（歴）、眾于王速。義易（賜）貝十朋。對揚王休、用乍（作）寶罍（尊）盃。子子孫孫永寶用。

【唯れ十又一月、既生霸甲申、王、魯に在り。會して邦君・諸侯・正・有司に即きて大射す。義、蔑歴せられ、眾び王に速す。義、貝十朋を賜わる。王の休に對揚し、用て寶尊盃を作る。子子孫孫永く寶用せよ。】

義盃蓋は某年の十一月既生霸甲申の日に王が魯で大射礼を行ったことを記載している。参加者は邦君（ここでは王の直臣で大臣に相当する者であると思われる）と諸侯、正（官の正長）、有司（諸官）からなる。器主義が褒賞され、大射礼で王のペアを務め、宝貝を賜与されている。

賢鼎 (『銘統』二二八 西周中期)

隹(唯) 十又一月、辰才(在) 甲申。王大射、才(在) 魯。王眾右即西六白(師)、ナ(左) 即東八白(師)。王克西白(師)、ナ(左) 克東白(師)、叀(賢) 克卒(厥) 啻(敵)。王休、易(賜) 叀(賢) 貝百朋。用乍(作) 寶隣(尊) 鼎。

【唯れ十又一月、辰は甲申に在り。王、大射するに、魯に在り。王、右と眾に西の六師に即き、左、東の八師に即く。王、西師に克ち、左、東師に克ち、賢、厥の敵に克つ。王休し、賢に貝百朋を賜う。用て寶尊鼎を作る。】

賢鼎は義盞蓋と同日(十一月甲申)、同地(魯)で開催された大射礼について記録している。参加者は、こちらは右左(詳細不明)、西の六師、東の八師(殷八師、成周八師)からなる。

またこの銘文中の「即」は大射礼で対戦相手となることを意味するようである。つまり王と右が西の六師と対戦し、左が東の八師と対戦したということである。王と右は西六師に勝ち、左は東八師に勝利した。賢も対戦相手に勝利したことにより、王より宝貝を賜与されている。義盞蓋とは参加者が異なることから、両銘双方が儀礼の全貌を記述していない可能性が示される。

ついで別の事例を取り上げたい。

何尊 (『集成』六〇一四 西周早期)

隹(唯) 王初鄩(遷) 宅于成周、復面(稟) 武王豊(禮) 裸自天。才(在) 四月丙戌。王冝(造) 宗小子玘(于) 京

室、曰、「昔才（在）爾考公氏、克逖文王、肆（肆）文王受茲大令（命）。佳（唯）武王既克大邑商、則廷告玁（于）天、曰、『余其宅茲中或（國）、自之辭（暨）民。』烏虜、爾有（或）唯（雖）小子亡戡（讖）、眡（視）玁（于）公氏、有彛（功）玁（于）天、馭（徹）令（命）、敬享（享）棗（哉）。」夷（惠）王鞞（恭）德、谷（裕）天、順（訓）我不每（敏）。王咸寡（誥）。矧（何）易（賜）貝卅朋、用乍（作）庾（庾）公寶鬯（尊）彝。佳（唯）王五祀。

【唯れ王初めて成周に遷宅し、復た武王の禮裸を稟くるに天自りす。四月丙戌に在り。王、宗小子を京室に誥して、曰く、「昔爾の考公氏に在りては、克く文王を逖し、肆に文王、茲の大命を受く。唯れ武王既に大邑商に克ち、則ち天に廷告して、曰く、『余其れ茲の中國に宅し、之れ自り民を暨めん』と。烏虜、爾或いは小子にして識る亡しと雖も、公氏の、功、天に有るに視い、命を徹し、敬享せよ」と。惠れ王、徳を恭み、天に裕し、我が不敏なるに訓ず。王、誥を咸える。何、貝卅朋を賜わり、用て庾公の寶尊彝を作る。唯れ王の五祀。】

何尊では時王が在位五年に初めて成周に遷り、武王の酒器を受け出して裸を行うという内容である。四月丙戌の日に王が京室において宗小子の何に誥命を下し、寶貝を与えている。

毳尊／卣（『銘三』一〇二〇／一四四〇 西周早期後段）

佳（唯）四月、王初征（誕）裸于成周。丙戌、王各（格）于京宗。王易（賜）宗小子貝、毳眾麗（列）、易（賜）毳。對王休、用乍（作）薛公寶鬯（尊）彝。佳（唯）王五祀。

【唯れ四月、王、初めて誕に成周に裸す。丙戌、王、京宗に格る。王、宗小子に貝を賜うに、毳、眾に列し、毳に賜わる。王の休に對し、用て薛公の寶尊彝を作る。唯れ王の五祀。】

一方で彝尊／卣も同じ五年四月丙戌の祭祀儀礼を記録している。何尊と同様に成周で初めて裸を行い、丙戌の日に王が京宗（京室）で、宗小子の彝に宝貝を与えている^⑤。器主の身分や賜与物は何と同様であるが、こちらは何尊と比べて誥命が省略されるなど、全体的に記述が簡略である。

德方鼎（『集成』二六六一 西周早期）

隹（唯）^⑥三月、王才（在）成周。祉（延）珣裸自蒿（鎬）、咸。王易（賜）德貝廿朋、用乍（作）寶罍（尊）彝。

【唯れ三（四？）月、王、成周に在り。珣の裸を延く^⑦に鎬自りし、咸わる。王、徳に貝廿朋を賜い、用て寶尊彝を作る。】

周甲戌方鼎（『西清統鑑甲編』^⑦）

隹（唯）四月、才（在）成周。丙戌、王才（在）京宗、商（賞）貝。才（在）安□□卿貝、用乍（作）寶罍（尊）彝。

【唯れ四月、成周に在り。丙戌、王、京宗に在り、貝を賞す。才（在）安□□卿貝、用て寶尊彝を作る。】

ここに引く德方鼎と周甲戌方鼎の二銘についても関連の金文とする見方がある^⑧。しかしともに記述は簡略で、誥命の記述はない。德方鼎は何尊と同様に武王の酒器を招来したことを述べ、徳に宝貝が与えられている。周甲戌方鼎は一部記述が不明確な部分があるが、何尊・彝尊／卣と同様に、四月丙戌の日に王が成周の京宗で臣下に宝貝が与えたことを記す。

松丸道雄は何尊について、王の誥命を長々と引いていることから、これを王室の製作としているが、仮にそうであるとするれば、同一時に開催された祭祀儀礼に参加したと見られ、いずれも同じように宝貝を賜っている四者のうち、なぜ何にだけ銘文に王室の意図が押しつけられたのか不明確である。それよりも、王室の立場からしても、祭祀儀礼に参加したことを示す金文には差し当たり日付、王の所在、賜与、作器（「某某、寶尊彝を作る」の類の文辭）といった最低限の要件を具えていれば充分であり、何尊の場合はこの基本的な書式に器主の任意で王の誥命を追加したと見る方が適切であろう。ここから、金文の記述の繁簡は器主の任意によるものであり、王室による銘文の書式が存在するとするれば、それは繁雑なものではなく簡潔なものではないかと考えられる。

(3) 一連の戦役への参加

猷鐘 『集成』二六〇 西周晚期、厲王

王肇通省文武勤彊（彊）土、南或（國）辰（服）孳（子）敢召（陷）虐我土。王辜（敦）伐其至、戮（撲）伐厥都。

辰（服）孳（子）廼遣間來逆邵王。南戸（夷）・東戸（夷）具見廿又六邦。「佳（唯）皇上帝百神保余小子、朕猷又（有）成亡競。我佳（唯）司（嗣）配皇天。」王對乍（作）宗周寶鐘。倉倉恩恩、雝雝（雍）雝（雍）、用邵（昭）各（格）不（丕）顯且（祖）考先王。先王其嚴在上、臯臯敷（豐）敷（豐）、降余多福、福余順孫、參壽佳（唯）利。猷（胡）其萬年吮（駿）保四或（國）。

【王、肇に文武の勤めし疆土を適省するに、南國の服子、敢えて我が土を陥虐す。王、敦伐して其れ至り、厥の都を撲伐す。服子廼ち間を遣わして來たりて王を逆邵せしむ。南夷・東夷の具に見えるもの廿又六邦。「唯れ皇上帝百神、余小子を保ち、朕が猷成有りて競う亡し。我れ唯れ嗣ぎて皇天に配されんことを」と。王、對え

て宗周の寶鐘を作る。倉倉恩恩、雝雝雍雍として、用て丕顯なる祖考先王を昭格す。先王其れ嚴として上に在り、龔龔豐豐として、余に多福を降し、余の順孫を福し、參壽をして唯れ利あらしめん。胡其れ萬年峻く四國を保たん。】

鉄鐘は南方の服子の侵攻を承けて王が親征したことを記す。親征の結果服子を降し、南夷・東夷に属する二十六邦が王に謁見している。ここから服子は南夷に属することがわかる。この銘の断代については、かつては銘中の「邵王」により、昭王期と見なすのが一般的だった²¹。しかしその一方で唐蘭が早くに銘中の「鉄」は厲王胡であるとしていた²²。そして胡簋(集成四三二七)の発見により厲王の自作器としての評価が決定的となった²³。銘中の「唯れ皇上帝百神」以下は王の自述の語である。

伯戠父簋(『銘圖』五二七六～五二七七 西周晚期)

隹王九月初吉庚午、王出自成周、南征伐艮(服)孳(子)・□・桐・湏(適)。白(伯)戠父從王伐、親(親)執訊十夫・馘廿、得孚(俘)金五十鈞(鈞)、用乍(作)寶簋、揚。用高(享)于文且(祖)考、用易(賜)萬年眉壽。其徭(萬)年子子孫孫、永寶用高(享)。

【隹れ王の九月初吉庚午、王、出づるに成周自りし、南征して服子・□・桐・湏を伐つ。伯戠父、王の伐に従い、親ら執訊十夫・馘廿あり、俘金五十鈞を得、用て寶簋を作り、揚す。用て文祖考に享し、用て萬年眉壽なるを賜らん。其れ萬年子子孫孫、永く寶用して享せよ。】

噩侯鼎（『集成』二八一〇 西周晚期）

王南征、伐角・濞（適）。佳（唯）還自征、才（在）坏。噩（鄂）侯馭方内（納）壺于王、乃勳（裸）之。馭方友（侑）王。王休匱（偃）、乃射。馭方卿（會）王射、馭方休闌。王宴、咸禽（飲）。王親（親）易（賜）馭〔方玉〕五穀・馬四匹・矢五〔束〕。馭方拜手稽首、敢〔對揚〕天子不（丕）顯休釐（釐）、〔用〕乍（作）尊（尊）鼎。其邁（萬）年、子孫永寶用。

【王南征し、角・濞を伐つ。唯れ還りて征自りし、坏に在り。鄂侯馭方、壺を王に納め、乃ち之に裸す。馭方、王に侑す。王休匱し、乃ち射す。馭方、王の射に會し、馭方に休闌あり。王宴し、飲を咸える。王親ら馭方に玉五穀・馬四匹・矢五束を賜う。馭方拜手稽首し、敢えて天子の不顯なる休釐に對揚し、用て尊鼎を作る。其れ萬年、子孫永く寶用せよ。】

麥生盥（『集成』四四五九、四四六一 西周晚期）

王征南淮戸（夷）、伐角・津、伐桐・適。麥生從。執訊折首、孚（俘）戎器、孚（俘）金。用乍（作）旅盥、用對刺（烈）。麥生眾大嬖（妘）、其百男・百女・千孫、其邁（萬）年眉壽、永寶用。

【王、南淮夷を征し、角・津を伐ち、桐・適を伐つ。麥生從う。執訊折首あり、戎器を俘し、金を俘す。用て旅盥を作り、用て烈に對う。麥生眾び大嬖、其れ百男・百女・千孫あらんことを、其れ萬年眉壽、永く寶用せよ。】

朱鳳瀚は、これら三銘に記述されているのは鉄鐘と同一の戦役であると指摘する²⁶。四銘をつなげると、この時に

良(服)孳(子)、桐、濤(通)、角、津が征伐の対象となったということになる。一連の戦役について、親征した王の器銘と従軍した臣下の器銘との比較が可能となるわけである。各銘は王の南征にあたって主要な征伐対象、あるいは器主である臣下自身が従軍し、戦った対象のみについて言及していると見られ、やはりひとつの銘文だけでは戦役の全貌はわからないことを示唆する。

以下、各銘の記述を追っていくと、鉄鐘は服子などの服属と王の瑕辞(祖霊への言葉)を記載し、些末な軍功は挙げない。伯戔父簋と盂生盃は器主の軍功、捕虜や敵首、その他鹵獲品を得たことを記す。盂侯鼎は、王に対する饗礼・射礼を記し、鄂侯驭方自身が戦役に従軍したかどうかは不明である。このように同一の戦役に関する記述でも、それぞれの役割や関心によつて異なった内容となる。また王の親征ではあるが、臣下の器銘は鉄鐘に見えるような王の軍功については言及しない。

3 同一の器主による同一事件記載金文

今度は器主が同一人物による同一事件記載金文を見ていきたい。ここでは特に近年出土の金文が関係している事例を取り上げる。

五年珣生簋(『集成』四二九二 西周晚期)

隹(唯)五年正月己丑、珣生又(有)事。鬲(召)來合事。余獻。婦(婦)氏以壺、告曰、「以君氏令(命)」。曰、「余老止(矣)。公僕章(庸)土田多諫。弋(式)白(伯)氏從許、公宕其參、女(汝)則宕其貳。公宕其貳、女(汝)

則宕其一。」余鼂(惠)于君氏大章(璋)、報婦(婦)氏帛束・璜(衡)。罍(召)白(伯)虎曰、「余既訊。戻(厭)我考我母令(命)。余弗敢鬻(亂)。余或至(致)我考我母令(命)。」琯生則鼂(觀)圭。

【唯れ五年正月己丑、琯生に事有り。召、來たりて事を合す。余獻ず。婦氏、壺を以てし、告げて曰く、「君氏の命を以てす」と。曰く、「余老いたり。公の僕庸土田に諫多し。伯氏の從許するを式^もて、公、其の參を宕^しむれば、汝は則ち其の貳を宕めよ。公、其の貳を宕むれば、汝は則ち其の一を宕めよ」と。余、君氏に大璋を惠し、婦氏に帛束・衡を報ず。召伯虎曰く、「余既に訊けり。我が考我が母の命を厭かしむ。余敢えて亂さず。余或た我が考我が母の命を致す」と。琯生則ち圭を觀す。】

六年琯生簋(『集成』四二九三 西周晚期)

隹(唯)六年四月甲子、王才(在)葦。罍(召)白(伯)虎告曰、「余告慶。」曰、「公阜(厥)稟具、用獄諫。爲白(伯)。又(有)祗、又(有)成。亦我考幽白(伯)・幽姜令(命)。余告慶。余以邑訊有嗣(司)、『余典、勿敢封。』今既訊。有嗣(司)曰、『戻(厭)令(命)。今余既一名(銘)典、獻。』白(伯)氏則報辟(璧)。」琯生奉揚朕宗君其休、用乍(作)朕刺(烈)且(祖)罍(召)公嘗簋。其萬年、子子孫孫永寶、用高(享)于宗。

【唯れ六年四月甲子、王、葦に在り。召伯虎告げて曰く、「余、慶を告ぐ」と。曰く、「公の稟^{たま}いし具は、獄諫に用う。爲せしは伯なり。祗しむ有り、成有り。亦た我が考幽伯・幽姜の命なり。余、慶を告ぐ。余、邑を以て有司に訊く、『余は典するのみ、敢えて封する勿れ』と。今既に訊く。有司曰く、『命を厭かしめたり。今余既に一く典に銘じ、獻ず』と。伯氏則ち璧を報ず」と。琯生朕が宗君の休を奉揚し、用て朕が烈祖召公の嘗簋を作る。其れ萬年、子子孫孫永く寶とし、用て宗に享せよ。】

五年瑠生尊（『銘圖』一・二八一六～二八二七 西周晚期）

佳（唯）五年九月初吉、鬯（召）姜以瑠生戣（緡）五尋・壺兩。君氏命曰、「余老止（矣）。我僕臺（庸）杜（土）田多東（諫）。弋（式）許、勿吏（使）散亡。余若其參、若其貳。其覯（兄）公、其弟乃。」余龜（惠）大章（璋）、報寤（婦）氏帛束・璜（衡）一。有嗣（司）眾葬（賜）兩辟（璧）。瑠生對揚朕宗君休、用乍（作）鬯（召）公隤（尊）盥。用禱（祈）通祿（祿）・得屯（純）・霽（靈）冬（終）。子孫永寶用之享（享）。其又（有）敢嚚（亂）茲命、曰、「女（汝）事鬯（召）人、公則明奭（奭）」。

【唯れ五年九月初吉、召姜、瑠生に緡五尋・壺兩を以てす。君氏命じて曰く、「余老いたり。我が僕庸土田に諫多し。許すを式て、散亡せしむる勿れ。余、其の參を若むれば、其の貳を若めよ。其れ兄は公、其れ弟は乃」と。余、大璋を恵し、婦氏に帛束・衡一を報ず。有司眾に兩璧を賜う。瑠生、朕が宗君の休に對揚し、用て召公の尊盥を作る。用て通祿・得純・靈終を祈る。子孫永く之を寶用して享せよ。其れ敢えて茲の命を亂す有らば、曰わん、「汝は召に事うるの人、公則ち明奭せよ」と。】

これら三銘は従来五年瑠生簋・六年瑠生簋の存在が知られており、近年になつて五年瑠生尊が出土したという経緯がある^⑧。いずれも召氏傍系の瑠生が器主である。

以下、これらの金文の性質・内容について、木村秀海の理解に基づいてまとめておく^⑨。それぞれ紀年が異なるが、いずれも同一の事案について記録したものとなる。内容は幽伯から召伯虎への召伯家の宗君の代替わりを機に、瑠生が分室することになり、その処理について記録したものであり、召伯家の瑠生に對する土地と人員の分割、それに付随する裁判、贈答などを記録している。五年瑠生尊は手続きがすべて終わった時点で製作され、「五年九月初

「吉」は決着がついた時期である。五年琯生簋・六年琯生簋は二件の銘文に分けて、分室の発端、手続きの経過、終結を詳細に記し、五年琯生尊の方は、発端をやや詳しく、手続きの経過と終結を簡潔に記している。五年琯生簋・六年琯生簋の方は幽伯・幽姜の死を承け、兩人に感謝の意を示すため製作された。この両器はセットで同時に製作され、銘文は連続している。「五年正月己丑」は分室の事案が始まった日付、「六年四月甲子」は両器製作の日付である。

このうち五年琯生尊と五年琯生簋とに内容の重複が多い。特に婦氏（幽伯の妻）が、召伯家と琯生との間の土地の分割の比率に関する夫の言葉を琯生に伝えた部分が重複しているが、木村秀海はこの重複部分を比較すると、直接話法と間接話法が混在していると指摘する。²⁶ すなわち幽伯の立場で語っている部分（直接話法。以下の引用文の傍線部）と琯生の立場から記述した部分（間接話法。引用文の波線部）である。²⁷

尊銘「余老いたり。我が僕庸土田に諫多し。許すを式て、散亡せしむる勿れ。余、其の參を宥むれば、其の貳を宥めよ。其れ兄は公、其れ弟は乃」

簋銘「余老いたり。公の僕庸土田に諫多し。伯氏の從許するを式て、公、其の參を宥むれば、汝は則ち其の貳を宥めよ。公、其の貳を宥むれば、汝は則ち其の一を宥めよ」

このうち簋銘を直接話法に統一すると以下のようになる（二重線部が修正した部分）。

「余老いたり。我が僕庸土田に諫多し。伯氏の從許するを式て、余、其の參を宥むれば、汝は則ち其の貳を宥めよ。余、其の貳を宥むれば、琯生は則ち其の一を宥めよ」

(大意・幽伯は老いて隠居を望んでいる。幽伯の土地・人員には紛争が多く、裁判・交渉による解決の必要がある。新宗君となる召伯虎が分室に同意すれば、幽伯側と琯生側の土地の分割の比率を三対二あるいは二対一とする。)

話法混在の理由として木村秀海は琯生が幽伯に敬意を示そうとしたことと、一方で発言を引用する際の文章の整理が未熟であるということを上げている²⁸⁾。

松丸道雄は、王室が金文製作を通じて臣下に圧力をかける一方で、諸侯は諸侯で金文製作を通じてその臣下に、王室の権威を借りて一定の圧力を加えることがあったとするが、尊銘と簋銘から、そのような政治的意図、すなわち幽伯側から琯生への圧力であるとか、琯生の反抗を読み取るのは困難であるし、読み取る必要もないであろう。尊銘に加えて内容が重複する簋銘が作られた事由は、政治的意図とは別の方向、たとえば木村秀海の想定するように、本来分室の手続きが完了した時点で製作された五年琯生尊のみで充分であったところ、幽伯・幽姜の死を承けて、兩人に感謝の意を示すために改めて五年琯生簋・六年琯生簋を製作したというような方向で考える必要がある²⁹⁾。

次の事例に移る。

气盤(霸姬盤) 『銘三』 二二〇 西周中期)

唯八月戊申、霸姬以气訟于穆公、曰、「以公命、用綏(討)朕僕(僕)駟(馭)・臣妾自气、不余气(乞)。」公曰、「余不女(汝)命。」曰、「虎(卜)霸姬。」气誓曰、「余(敢)弗屭(展)再(稱)公命。用虎(卜)霸姬。余唯自無(誣)、夔(鞭)五百、罰五百等(鈔)。」報卒(厥)誓曰、「余再(稱)公命、用虎(卜)霸姬。馭(尙)余亦改朕辭、則夔(鞭)五百、罰五百等(鈔)。」气則誓。曾(增)再(厥)誓曰、「女(汝)余(余?)³⁰⁾ (敢)弗再(稱)公命、

用虎(卜)霸姫、余唯自無(誣)、則𠄎(鞭)身、傳出。」報𠄎(厥)誓曰、「余既曰、『再(稱)公命、𠄎(倘)余改朕辭、則出棄。』」气則誓。對公命、用乍(作)寶般(盤)・盃。孫子子其徯(萬)年實用。

【唯れ八月戊申、霸姫、气を以て穆公に訟えて、曰く、「公命を以て、用て朕が僕馭・臣妾を討むるに气自りするに、余に乞えず」と。公曰く、「余の汝に命せざるに」と。曰く、「霸姫にトウ」と。气誓いて曰く、「余、敢えて公の命を展稱せず。用て霸姫にトえ、余唯れ自ら誣すれば、鞭つこと五百、罰すること五百鈔ならん」と。厥の誓いを報じて曰く、「余、公の命を稱し、用て霸姫にトえん。倘し余亦た朕が辭を改むれば、則ち鞭つこと五百、罰すること五百鈔ならん」と。气則ち誓う。厥の誓いを増して曰く、「汝(余?)敢えて公の命を稱して、用て霸姫にトえず、余唯れ自ら誣すれば、則ち身を鞭ち、傳出されん」と。厥の誓いを報じて曰く、「余既に曰く、『公の命を稱し、倘し余、朕が辭を改むれば、則ち出棄されん』」と。气則ち誓う。公の命に對し、用て寶盤・盃を作る。孫子子其れ萬年實用せよ。】

气盃 『銘図』一四七九五 西周中期

气誓曰、「余𠄎(敢)弗再(稱)公命、余自無(誣)、則𠄎(鞭)身、第傳出。」報𠄎(厥)誓曰、「余既曰、『余再(稱)公命、𠄎(倘)余亦改朕辭、出棄。』」對公命、用乍(作)寶般(盤)・盃。孫子子其徯(萬)年實用。

【气誓いて曰く、「余、敢えて公の命を稱せず、余自ら誣すれば、則ち身を鞭ち、第して傳出されん」と。厥の誓いを報じて曰く、「余既に曰く、『余、公の命を稱し、倘し余亦また朕が辭を改むれば、出棄されん』」と。公の命に對し、用て寶盤・盃を作る。孫子子其れ萬年實用せよ。】

この二器はともに山西翼城大河口西周霸国墓地二〇〇二号より出土した。盤銘はおそらくは霸国に嫁いだ霸姫の所有していた僕馭・臣妾が氣の手に渡り、霸姫が氣に返還を求めるが、氣は返還に応じないこと、霸姫が王朝の有力者穆公に氣を告訴し、穆公は氣に返還を命じたこと、氣は返還を履行しなければ鞭打ち、罰金、追放に処されてもよいと誓いを立てたことを記す。

盃銘は盤銘の節録であり、氣の誓いの部分のみを記載し、誓いに至った事情は記載されない。霸姫の名は出てこず、穆公も「公」と略記するのみである。盤と盃という器種はしばしばセットとして扱われる。ただ、盤が銘文を铸造するのに比較的広いスペースを用意できるのに対し、盃は逆に比較的狭いスペースしか用意できない。そこで盃銘は必要最小限の内容を節録することになったのであろう。用途としては、氣の誓いを確認する必要が生じた場合などに、文脈・内容を承知している者が読むという前提、あるいは事情を詳述する盤銘とセットで読まれるという前提で書かれているようである。

器主は特に盤銘については一般に霸姫とされているが、盃銘については疑問がある。韓巍は両銘の器主を氣であり、これは二〇〇二号墓の被葬者霸国国君の一族である霸仲の私名とする。霸姫・氣のどちらが器主でも、盃銘のような節録で記録・記念として問題がないということであろう。

更に霸姫は誰の妻かという点も問題になっている。一般的には二〇〇二号墓の被葬者である霸仲の妻とされるが、韓巍は、氣は二〇〇二号墓の被葬者である霸仲自身であり、霸姫は霸伯の妻であるとす^③。

おわりに

本稿ではそれぞれの同一事件記載金文の内容について比較してきたが、これらの金文から以下のことが示唆される。

金文は臣下の功業について記録することが主目的であり、そして臣下の関わった範囲のを中心として記録している。よって個別の金文からは事件の全貌を窺い知るのは困難な面がある。また第三者が読んで内容を正確に把握できるように書かれるわけではない。同一事件を記録しても器主が異なれば同じ内容・分量にはならない。かつ器主が同一人物であっても必要に応じて分量、内容の繁簡などに違いが生じる。

最後に以上の議論をふまえたうえで、本稿冒頭で取り上げた作冊鬯卣と作冊鬯尊に立ち返ると、この両銘についても、松丸道雄のように卣銘が王室の政治的意図を押しつけられたもので、尊銘はそれに対する反抗を示すものであるというように考える必要はないように思われる。両銘の相違の事由は、王室による製作か臣下の自作かに関わらず、たとえば伊藤道治の指摘するように、金文著述のうえでは王室の政治的意図よりも字数や铸造箇所のスぺースのような即物的な事情が影響したのではないかといったような、別の方向から検討した方がよい。

本稿は同一事件記載金文に関する金文の内容、書式のみを問題としたが、松丸道雄の研究は麦諸器などそれ以外の金文も問題にし、かつ青銅器の造型や銘文部分のスぺーサーなど、考古学的な視点も含めた総合的な議論となっている。これらの方面からの検討については今後の課題としたい。

金文著録略称

- 集成…中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』(中華書局、2007年)
 銘図…呉鎮烽編著『商周青銅器銘文暨図像集成』(上海古籍出版社、2012年)
 銘統…呉鎮烽編著『商周青銅器銘文暨図像集成統編』(上海古籍出版社、2016年)
 銘三…呉鎮烽編著『商周青銅器銘文暨図像集成三編』(上海古籍出版社、2020年)

注

- ① 松丸道雄「西周青銅器製作の背景―周金文研究・序章―」「西周青銅器中の諸侯製作器について―周金文研究・序章その二―」(ともに『西周青銅器とその国家』、東京大学出版会、一九八〇年。初出はそれぞれ一九七七年、一九七九年)。
 ② 松丸道雄前掲「西周青銅器製作の背景―周金文研究・序章―」、二〇〇五―四頁。
 ③ 本稿で引用する金文は、基本的にそれぞれの著録の積文を参照しつつ、部分的に銘文拓本などの図版を参照して筆者が改釈した。別に依拠する研究がある場合はその旨注記する。
 ④ 白川静「松丸道雄編『西周青銅器とその国家』」(『史学雑誌』第九〇編第九号、一九八一年)。
 ⑤ 伊藤道治「西周金文とは何か―恩寵と忠誠―」(『中国古代国家の支配構造―西周封建制度と金文―』、中央公論社、一九八七年)、二四―二八・三〇―四二頁。
 ⑥ 高島敏夫『西周王朝論(話本版)』(朋友書店、二〇一七年)、一三八頁。
 ⑦ 高島敏夫前掲『西周王朝論(話本版)』、三三五―三三六頁、注(三)。
 ⑧ 白川静『金文通釈』卷一上(『白川静著作集別巻』、平凡社、二〇〇四年、初出一九六三年)、一八一―一八九頁。ただし白川静は「征」を五侯の名とするが、本稿では「征」と五侯をそれぞれ別人と見ておく。となればこの器銘は「保卣/尊」ではなく「征卣/尊」と

呼称すべきであるが、さしあたり一般的な「保卣／尊」の呼称を採っておく。なお、保卣／尊銘に見える「征」字は一般的に虚詞の「延」あるいは「誣」と解される。

- ⑨ 唐蘭『西周銅器銘文分代史徵』（中華書局、一九八六年）、六四頁・六七―六八頁。儀礼の案内役がその功績によって賞賜されたと見ているわけである。唐蘭はこの器銘を「寶卣／尊」と呼称している。なおこの字は一般的に貢納品などの賞賜品と解される。
- ⑩ 銘中の「蔑歴」とは、主君・上官が臣下・部下に賞賜する際に、自身やその祖先の功績を称えることを示す語であり、「(器主が)保に蔑歴された」と受動態で読むべきである。「保」を器主と見ると、保が自分で自分を褒め称えたことになってしまふ。よって「保」は器主ではないと考えられる。「蔑歴」については佐藤信弥『蔑歴の時代』（『西周期における祭祀儀礼の研究』、朋友書店、二〇一四年、初出二〇〇五年）を参照。
- ⑪ この五侯とは五人の侯のほか、五を地名とする見方もある。ここでは旧殷の地の五人の諸侯と見ておく。なお、この銘の主要な解釈は孫稚維「保卣銘文匯釈」（『古文字研究』第五輯、中華書局、一九八一年）を参照。
- ⑫ 荆子は多邦伯のひとりであると見られる。
- ⑬ 李天虹等「湖北隨州葉家山西周墓地筆談」（『文物』二〇一一年第一期）、七七頁。
- ⑭ 曹錦炎「曩尊卣銘文考釈」（『古文字研究』第三三輯、中華書局、二〇二〇年）、二七六頁。
- ⑮ 何尊は通常、西周早期前段の成王期の器銘とされる。一方、曩尊／卣については『銘三』は西周早期後段に断代しており、製作時期に少しずれがある。ただ、何尊の断代については、李学勤「何尊新釈」（『新出青銅器研究（増訂版）』、人民美術出版社、二〇一六年、初出一九八一年）のように、西周早期後段の康王期に置く研究も存在する。この問題については本稿では深入りしないことにする。
- ⑯ この「三月」は「四月」の誤りかもしれない。
- ⑰ 王杰等編『西清統鑑甲編』二十卷、附録一（劉慶柱、段志洪主編、馮時副主編『金文文獻集成』香港明石文化國際出版、二〇〇四年、初出一七九三年）、第五冊所収、第一卷、第三十六葉。
- ⑱ 黄錦前「新見毛卣及其價值」（『文博』二〇二二年第二期）。

- 19 松丸道雄前掲「西周青銅器製作の背景―周金文研究・序章―」、一六〇―一七頁。
- 20 郭沫若『两周金文辭大系図録考釈』（郭沫若全集 考古編）第七〇八卷所収、科学出版社、二〇〇二年、初出一九三五年、第八卷、五十二葉など。
- 21 唐蘭「周王鈇鐘考」（『唐蘭先生金文論集』、紫禁城出版社、一九九五年。初出一九三六年）、三十九頁。
- 22 羅西章「陝西扶風發現西周厲王胡簋」（『文物』一九七九年第四期）。
- 23 朱鳳瀚「由伯戔父簋再論周厲王征淮夷」（『古文字研究』第二七輯、二〇〇八年）、一九三―一九四頁。
- 24 宝鸡市考古研究所・扶風縣博物館「陝西扶風五郡西周青銅器窖藏發掘簡報」（『文物』二〇〇七年第八期）。
- 25 木村秀海「琯生三器積読」（『漢字学研究』第一号、二〇一三年）。ここで取り上げる三銘の積読もこれに基づいた。
- 26 木村秀海前掲「琯生三器積読」、四八―四九頁。
- 27 以下、木村秀海前掲「琯生三器積読」の指摘から一部修正した。
- 28 木村秀海前掲「琯生三器積読」、四九頁。
- 29 松丸道雄前掲「西周青銅器中の諸侯製作器について―周金文研究・序章その二―」、一六五頁。
- 30 木村秀海前掲「琯生三器積読」、五一頁。
- 31 この両銘の積読は裘錫圭「大河口西周墓地二〇〇二号墓出土盤盃銘文解釈」（復旦大学出土文献与古文字研究中心網站二〇一八年七月一日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4277>）に於て。
- 32 韓巍「翼城大河口M一〇一七、M二〇〇二兩墓的年代及相關問題」（『青銅器与金文』第三輯、上海古籍出版社、二〇一九年）、二五二―二五三頁。
- 33 韓巍前掲「翼城大河口M一〇一七、M二〇〇二兩墓的年代及相關問題」、二五二頁。

（立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所 客員研究員）